

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社F事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月15日から同年5月1日まで
② 昭和46年7月21日から同年8月1日まで

申立期間①については、私は昭和27年4月から44年8月までの間、A社（現在は、B社）の本社及び各支店・営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間は、私がA社C支店から同社本社の管轄営業所に転勤した時期に当たる。

また、申立期間②については、昭和45年10月から平成3年3月までの間、D社（現在は、E社）及びその関連団体で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間は、私がD社から同社F事業所に転勤した時期に当たる。

私が両申立事業所で途切れることなく勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、及びB社が保管している申立人に

関する人事関係資料から、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 31 日までの間、申立事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事関係資料から、申立人が昭和 38 年 3 月 18 日に転勤の発令を受け、申立期間①は A 社 G 営業所に在籍していたことから、同社 C 支店の資格喪失日である同年 4 月 15 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における社会保険事務所（当時）の昭和 38 年 5 月の記録から 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間②については、雇用保険の記録、及び申立人が保管している辞令から、申立人が昭和 45 年 10 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間、D 社及びその関連団体に継続して勤務し（昭和 46 年 7 月 21 日付けで、D 社から同社 F 事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の D 社 F 事業所における社会保険事務所の昭和 46 年 8 月の記録から 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、B 社及び E 社では、申立期間①及び②当時の関係資料等を保管していないため、それぞれの期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年8月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入して以降10年以上保険料を納付してきたが、昭和48年8月に亡姉の法事の際に聞いた「(亡姉の)国民年金保険料は掛け損だった。」という父の言葉を契機として、国民年金への加入をやめる手続きを行い、翌9月からは保険料を納付しなかった。しかし、同年8月までは欠かさず国民年金保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に任意加入して以降申立期間の直前まで国民年金保険料を欠かさず納付していることが確認できるものの、市の国民年金被保険者名簿の昭和48年度の納付状況等を表す検認記録欄の各月に納付の表示は無く、同下段には、納付検認台帳との照合を行っていたことや「未納」の項目に丸印が付されていることが確認できる上、その後転出した町の被保険者名簿にも、「みのう」と表示されているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和48年8月分については、被保険者名簿の資格得喪欄に、得喪年月日及び処理年月日が各々「48.8.30」と記載されている上、検認記録欄の48年8月に「資格喪失」と押印されていることから、当該期間は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと思われる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険及び船員保険の被保険者として厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 ごろから 61 年 9 月 ごろまで

私は申立期間中、A社(現在は、B社)に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険又は船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として、自宅前での釣り客の受付業務や自宅前から出ていた遊漁船の操縦などを行っていたので、厚生年金保険又は船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者としていずれかの保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に係る業務に関与していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は、船員保険については、昭和 61 年 10 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡している上、現在のB社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における申立人の在籍状況はもとより、厚生年金保険及び船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における申立期間当時の元専務は、「申立事業所では申立期間当時、釣り客などの紹介を受けて手数料を支払っていたところ、個人事業主であった申立人は取引先の一つであり、当該事業所の従業員ではなかった。また、申立事業所の船員でもなかったので、船員手帳を交付していない。」と供述している。

さらに、申立人が挙げた申立事業所における元同僚のうち、連絡の取れた二人から聴取したところ、「申立人は、申立事業所が所有する船舶の船員ではな

い。」と供述しているとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載され、申立期間当時は社会保険・経理事務担当者であったとした元同僚も、「申立人は従業員ではなかったもので、申立事業所では給料ではなく、何らかの手数料を支払っていた。」と供述している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び船舶所有者別被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険及び船員保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 6 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中、健康保険証を使ったことを覚えているので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する履歴書、B社が保管する人事関係書類等では、申立人が申立期間中、A社で期限付きの職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所は平成 20 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同年 3 月に閉鎖した当該事業所の統合先であるC社はもとより、前述のB社では、申立期間当時の申立事業所に係る関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が申立期間当時、申立事業所で一緒に勤務していたとして挙げた申立人と同じ期限付きの職員であった元同僚二人には、B社が保管する人事関係書類から、申立期間とほぼ同一となる昭和 55 年 4 月 7 日から 56 年 3 月 31 日までの期間、当該事業所で勤務していたことが確認できるが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等では、申立期間中、元同僚二人の加入記録が確認できない。

なお、このうちの一人は、「私は、申立事業所で期限付き職員として4年間勤務したが、最初の3年間には、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

さらに、B社及びC社が保管する人事関係書類等では、申立期間及びその前後に申立事業所で勤務している期限付きの職員等の計9人が確認できるところ、前述の被保険者原票では、このうち5人はすべての勤務期間に、2人は一部の勤務期間に厚生年金保険の加入記録が確認できないことを踏まえると、申立事業所では、申立期間当時、一部の職員については、その勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
② 昭和 32 年 3 月 15 日から 36 年 9 月 25 日まで

昭和 36 年の夏に父が危篤との電報で帰郷した。父の体調の関係で会社に戻らず、退職届は会社に郵送して、地元で失業保険の受給手続きをしたことを覚えているが、脱退手当金については、60 歳になって年金の受給手続きに行った際に初めて知ったため、退職当時に受給手続きをするはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 3 月 7 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、36 年 11 月 7 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 名のうち、申立人の資格喪失日である昭和 36 年 9 月 25 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、受給要件を満たした女性被保険者 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている 6 名中 4 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 30 日から 11 年 4 月 1 日まで

申立事業所における標準報酬月額は、私が営業本部長として実際に受け取っていた給与支給額と相違している。

申立期間の給与支給額を確認できる給与明細書等の資料は無いものの、給与は銀行振り込みで支給されており、給与支給額に見合う保険料額が控除されていたと思うので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、月 50 万円の報酬を得ていたと主張しているものの、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立事業所は、平成 12 年 8 月 31 日付けで全喪しているところ、当該事業所の閉鎖登記簿謄本（閉鎖事項証明書）によると、申立人は、申立期間中の 9 年 11 月 4 日から 11 年 9 月 30 日の間、取締役^{そきやく}に就任していたことが確認できるものの、申立人が挙げた元同僚から提出された 10 年 12 月分及び 11 年 1 月分給与一覧に申立人の氏名は無く、申立期間当時の給与額を確認することができない上、当該元同僚から聴取しても申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、申立事業所の元事業主に申立期間当時の貸金台帳等を照会したものの回答を得ることができず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等が確認できない。

加えて、申立人の標準報酬月額については、オンライン記録上、遡^{そきゅう}及して取り消された形跡や、より低額な金額に訂正された形跡は確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から8年10月14日まで

定年により申立事業所を退職した後に再雇用され、65歳の誕生日の前日まで厚生年金保険に加入していた。当時の給与支給額は増減なく一定して21万円であったと記憶しているにもかかわらず、私の年金記録は標準報酬月額が17万円及び18万円となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて、月21万円の報酬を得ていたと主張しているものの、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立事業所が保管する申立期間に係る「非常勤職員発令調書」及び「非常勤職員（再雇用）配置職場一覧表」に記載された申立人の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合っている上、同職場一覧表において、申立人と同じ報酬月額で職種・勤務形態が同じである元同僚二人についても申立人と同じ標準報酬月額となっていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録において、申立人を含む被保険者の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して取り消された形跡や、より低額な金額に訂正された形跡は確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。